

酒類小売業者の概況（平成21年度分）

1 調査の目的

この調査は、酒類小売業者について、業態別、小売数量規模別及び売上高規模別等にその実態を明らかにし、併せて酒類行政上の資料とすることを目的としている。

なお、作成に当たっては、酒類小売業者から提出された「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書（平成22年4月1日現在）」及び「酒類の販売数量等報告書（平成21年度）」（以下これらを「報告書」という。）の各欄に記載された数値に基づいている。

2 調査対象者

平成22年3月31日現在において、すべての酒類を販売することができる、販売方法に小売に限る旨の条件が付されている免許（期限付及び特殊のものを除く。）を受けている酒類の販売場（販売方法に条件が付されていない免許を受けている酒類の販売場のうち酒類の小売数量が全販売数量の50%以上であるものを含む。）を有する者（平成21年度中に酒類の販売をしていない者を除く。）で、その酒類販売場に係る報告書を提出した者。

3 調査対象期間

調査対象期間は、法人については平成21年12月31日直前終了事業年度分、個人については平成21年分とした。

なお、酒類の小売販売数量については、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の数量とした。

4 留意点

- (1) 報告書を提出した酒類小売業者は111,219者、これに係る酒類の販売場は161,249場である。
- (2) 調査項目ごとの集計に際しては、提出された報告書の空欄や規定外数値等のデータを除外したため、各集計表の販売場数等の合計値は一致しない。

なお、①～⑤に掲げる各調査項目において集計対象とした酒類販売場及び酒類小売業者の数は次のとおりである。

- ① 酒類売場面積に関する項目：132,585場（対象場数の82.2%）
 - ② 営業時間：145,304場（同90.1%）
 - ③ リターナブルびんの回収の有無：142,749場（同88.5%）
 - ④ 経営状況：62,005者（対象者数の55.8%）
 - ⑤ 酒類に関する経営状況：49,633者（同44.6%）
- (3) 国税局区分については、事業者の本店所在地（個人については住所地）により区分した。